提案提出元	讀賣テレビ放送株式会社

項目		意見
		/EX.70
クションを導入		
する際に検討す		
べき論点につい		
てどのように考		
えるか。		
		意見
てどのように考	1	ぶた
えるか。	'	え、②「国民共有の財産を国民全体のために活用」、③「免許
たるが 。		た、②「国民共有の財産を国民主体のために活用」、③「売計 手続きの透明性の確保」の3点を主たる導入目的とする。
		子続さの透明性の確保」の3点を主たる導入目的とする。 従って、特に①、②の観点から、周波数を使用する事業の公共
		促って、特に①、②の観点から、周波数を使用する事業の公共 性や地域性、更に文化性(項目9と関連)を阻害しないことが
		極めて重要と考える。一方、「電波の経済的価値を反映した負
		担を求めることに電波の能率的な利用」や「新たな財源とする」
		などは導入による副次的な効果であり、主たる導入目的として
		は相応しくないと考えます。
	2	電波利用料の一部とする。
	3	上記項目1、2との関連から、国民全体の公共的な目的を使途
		とした一般財源とすることが適当と考える。
	4	公共性や安定性(継続性)、エリアの地域性、文化の保持・発
		展などに果たす役割が大きい事業(例;基幹放送)の周波数は
		対象としない。
	5	項目1の①の趣旨を担保する制度とすべき。
	6	二次取引(転売)は原則禁止とする。
	7	電波利用料制度の機能の一部とする(次期電波利用料で取り入
		れられたような、特定ケースに限定した役割とする)。
	8	現在、例えば読売テレビは地上デジタル放送を行うための放送
		局免許だけでおよそ160の免許が必要となっていることなどを
		念頭に、オークション導入が免許制度(及び有効期間)とそれ
		に基づいている事業を阻害したり、混乱させることがないよう

		最新の注意を払った事前整理が必要と考える。
	9	外資規制の対象とする。
3. その他		
(留意事項や情		
報提供など)		